

《研究ノート》

AOP は規範的でない声を包摂できるか？

Can Anti-Oppressive Practice (AOP) Include Non-Normative Voices?

武子 愛

Ai TAKESHI

要旨

本研究では AOP 実践において、規範的でない声、とりわけクライアントがワーカーの介入を拒否する声は、AOP においていかに包摂され、どのような手続きを経て社会変革へと接続されるかを検討した。ソーシャルワークも AOP も、ともに強い規範性を持つ近代主義思想と、規範的基盤を持たないポストモダニズムのどちらにも依拠している。そのため、クライアントの声の尊重とワーカーによるクライアントの声の再構築の双方が要請される一方で、ワーカーによる介入回避は当事者を自己責任へ追い込む危険をはらむ。本研究は、クライアントの規範的でない声を「意思形成の途中」と捉え、クライアントがなりたい自己の姿を想像するプロセスを踏むことで、規範的でない声を社会変革に接続する第3の道を提示する。

キーワード：AOP、規範的でない声、イマジナリーな領域

はじめに

イギリスで発展した反抑圧実践(以下、AOP とする)は、昨今、研究が進んできている。2002年にL. Dominelliが体系的にAOPをまとめて以降、20年近く経った2021年に坂本いずみ、茨木尚子らの『脱・いい子のソーシャルワーク—反抑圧的な実践と理論』が現代書館から出版され、日本においてもこの理論が広まっていった。AOPは批判的ソーシャルワークの一つであり、マルクス主義やフェミニズムなどの複数の理論を包括するアプローチである(D. Baines & A.Sharma 2022)。AOPの究極の目的は、抑圧のない社会を創造する社会変革とされている(Dominelli2002 ; I. Sakamoto & R. O. Pitner2005)。

ダイナミックな実践理論として AOP は魅力的である一方、課題も見えてくる。すなわち、抑圧のない世界を構想する際に、クライアントの多様な声をどのように集約させるのが明確でない点である。

例えばセックスワークをめぐる議論を考える。戦争・犯罪・虐待は暴力として社会的合意が比較的得られているが、セックスワークについては「社会的にあってはならない」とする統一的な規範が存在するわけではない。さらに、当事者の語り自体も一枚岩ではない。青山薫(2007)はタイ人セックスワーカーへのインタビューを通じ、満足を伴う語りから性奴隷と呼べる状態に至るまで多様な状態があることを示し、「限定された現実の諸事情のもとでの

『選択』が『強制』からどれほど遠いかは、ひと括りにできない」(青山 2007: 48)と指摘した。これは、セックスワークの捉え方が個々の文脈に強く依存することを示唆する。文脈により捉え方が大きく異なるなら、AOP が志向する『社会変革』に結びつく——すなわち、多くの人びとが共通に経験し、共通に困難を感じ、共通に変えたいと望む——方向性を見出すことは容易ではない。では、このような多様な声をどのように統合すべきか。加えて、その声がソーシャルワークの倫理と整合しないなど規範的でない声であった場合に、いかに位置づければよいのか。

以上の問題意識から、本研究は規範的でない声を AOP が包摂できるのかを理論的に検討する。具体的には、第 1 節で『クライアントの声』の概念を概説し、第 2 節で AOP を研究枠組みに据える研究に対する批判を手がかりに、クライアントの声を社会変革の推進力としつつも、AOP 実践者がその声を再構築し得るという矛盾を指摘する。第 3 節では、その背景としてソーシャルワーク/AOP が近代主義思想とポストモダンの二重依拠にあることを示す。第 4 節では規範的でない声の具体例としてワーカーの介入を拒否するケースを二つ取り上げ、いずれも第 3 節で述べた二つの枠組みのどちらにも依拠可能であり、社会変革へ接続するには別の手続きが必要であることを論じる。第 5 節では、その手続きとして D. Cornell(1995=2006) の『イマジナリーな領域』の導入可能性を検討する。結論を先取りすれば、規範的でない声を包摂することは可能だが、そのためにはクライアントが AOP 実践者とともに都度立ち止まり、なりたい自己像(=イマジナリーな領域)を想像しながら、熟考するプロセスが必要であると結論づける。

1. AOP における「クライアントの声」の扱い

(1) AOP の基本的枠組み

まずは AOP について、簡単に説明をしておく。AOP では、抑圧と差別の構造が分析の中心(Sakamoto & Pitner2005)である。ここでいう「抑圧」には Young(1990=2020)の定義が用いられる。Young(1990=2020)によると、抑圧を受けていると判断できる条件は、搾取、周辺化、無力化、文化帝国主義、暴力であって、そのうちの 1 つでもあれば抑圧を受けていると判断できる。武子・児島(2023)が Young(1990=2020)を元に行なった説明は、以下である。

① 搾取

ヤングは搾取のうちでもとりわけジェンダー搾取を重要なものとして見なす。ジェンダー搾取とは、女性たちの「エネルギーや力が、通例男性の利益のために、またしばしば何の予告も自覚もないままに浪費される」(Young 1990=2020: 73)ことをいい、男性を女性より重要で生産的な仕事に就かせたり、男性に性的労働・感情労働を提供することを指している。

② 周辺化

労働市場から排除されている人々は周辺化される。周辺化は「抑圧の諸形態の中でも最も危険な形態」(Young 1990=2020: 76)である。また、福祉的な支援を受けることも周辺化の一

形態である。福祉的な支援の中で彼らを尊重する快適な暮らしが提供されたとしても、周辺化は「社会的な身の置き場のなさ、退屈、自尊心の欠如といった形で残存する」(Young 1990=2020 : 78)からである。

③ 無力化

多くの人は、他者との関係においてなにがしかの権力を持つことがしばしばある。無力化された者とは、権威や権力を及ぼす場所がない人々であり、彼ら・彼女らは、「他者から命令を受けなければならず、自ら命令を下す権利は稀にしか持てないように位置付けられ」ている(Young 1990=2020 : 80)。

④ 文化帝国主義

文化帝国主義は、支配的集団の経験や文化を、他の集団に押し付ける。その結果「他の集団を自らの支配的な規範という眼差しの下に引き込むことにより、自らの立場を強化する」(Young 1990=2020 : 84)のである。

⑤ 暴力

例えば女性はレイプを恐れ、黒人男性は襲撃やハラスメントの標的になることを恐れるなど、「抑圧された集団の構成員全員が、その集団的アイデンティティだけを理由に被害者になる傾向がある」(Young 1990=2020 : 88)場合、それは集団への暴力である。

まとめると、AOPとは「特定のグループの人たち」が、搾取、周辺化、無力化、文化帝国主義、暴力あるいは一方的に価値観や慣習の押し付けをされている時に、そのグループは抑圧を受けている集団であると解釈することができる(武子・児島 2023)。すなわち、AOPにおいて「クライアント」とは、抑圧を受けている者、あるいはグループのことである。

(2) AOPにおけるクライアントの役割

AOPにおいてクライアントは、暴力、不正義、抑圧の被害者としてだけでなく、自らの経験を熟知する自律的な主体として捉えられ、その経験を活かして政策等に大きく貢献できる存在とされている(Baines & Sharma 2022)。クライアントが現実にした経験は、クライアント自身とクライアントと同じ立場にある他者に対する抑圧に立ち向かうための先の見通しと変革のための活力を提供し、ソーシャルワーカーは彼らと協力・連携することで社会変革へのプロセスを促進する(Baines & Sharma 2022)。また、児島(2019)は、AOPにおいてはクライアントとソーシャルワーカーが共に社会変革に向けて社会に働きかけることや、クライアントとソーシャルワーカーの対等なパートナーシップを旗印にしているとする。以上のことから、社会で抑圧を受けたクライアントの経験は社会変革の方向性を定める指針となりうることが示唆される。逆にいえば、ソーシャルワーカーのみが主張することは社会変革の源になり得ないことを指摘できる。これは、ソーシャルワーカーの倫理のみでは社会変革の方向性を定めることができないことを意味しているといえる。

(3) AOPにおける「クライアントの声」の位置付け

Dominelli は、クライアントの主体性を認め、クライアントをソーシャルワーカーの「専門知識の源泉」(Dominelli 2002:98)とすることが重要であると述べる。これは言い換えれば、これまでソーシャルワーカーに与えられてきた分析者という役割を捨てて、クライアントの「学習者」になることを推奨している。また、Dominelli(2002)は、クライアントに対するワーカーの役割は、クライアント自身が自分自身の解釈の物語を展開できる環境を整えることであるとしている。それはクライアントの物語を支配的な言説に回収して再構成しようとする在り方とは真逆であると Dominelli(2002)は指摘する。これらのことから、AOP においてはクライアントの語りに関してワーカーや研究者が解釈できる範囲は限定的であるように捉えられる。

また、上記を支持すると考えられることが、「ソーシャルワーカーの介入は「最小限の介入」にとどめる」(坂本 2021 : 16)という、AOP の持つ原則である。坂本(2021)は「アライ」の概念を用い、ソーシャルワーカーは「アライ」であって、あくまでも「クライアント中心」(坂本 2021 : 16)であることを繰り返し述べている。また、坂本(2021)は、大事なことはクライアントの声に耳を傾けて学ぶこととしており、坂本も Dominelli(2002)同様、クライアントが中心的な役割を占め、ソーシャルワーカーは補助的な役割を果たす必要性を示唆していると考えられる。

(4) クライアントの声は再考可能

一方で AOP は、クライアントの語りを「額面通りに受け取らない」分析の必要性も認めている。Baines(2017)は、「クライアントの声と社会正義のバランスをとること」の必要性について指摘している。これに関しBaines(2017)は、AOPはクライアント自身の分析を疑問視したり再構築することを禁止していないと明言する。その理由として、クライアントの分析枠組みは、クライアント自身が置かれている立場ゆえに抑圧的な情報源、すなわち限られた情報源のみから組み立てられていることがあり、その場合は自身にかかる抑圧を全く関係ない他の集団のせいにする可能性があるからであるとする。その場合、ワーカーは「額面通りに受け取るのではなく、再考する必要がある」(Baines2017 : 97)としている。

したがって、AOP実践者には、クライアントの語りを自らの分析基準で検討し、必要に応じて再構築する権限が存在すると考えられる。この構造は、AOPが掲げる「クライアント中心」の理念とは裏腹に、ワーカーや研究者がクライアントの語りを歪めてしまう可能性をはらんでいることを指摘できる。

2. 研究者による「収奪」批判

(1) 研究者による翻訳の可能性

前節では、AOP実践者がクライアントの声を再考する余地を残したことによって、抑圧

をする側にいるワーカーが、クライアントの声を歪めてしまう可能性について述べた。続いて本節では、AOPにおけるクライアントの声を考えるうえで、その声を誰が発信するのかについて検討する。ここで注目すべきは、A. Wilson & P. Beresford(2000)による批判である。Wilson & Beresford(2000)は、本来 AOP が掲げる理念——すなわち、論文であればクライアントを共著者に入れるなど決してクライアントを搾取しない——が実現されていないとし、この状況を「収奪」と批判した。Wilson & Beresford(2000)のこの批判は、AOPがクライアントの声を中心にし、クライアントと共に社会変革をするパートナーとするにも関わらず、その原動力となるクライアントの声の発信そのものは、発信力のあるクライアントではない他者に依存することを示唆している。すなわち、クライアントの声は発信者による翻訳を避けることができないことを意味する。

クライアントの声が発信者の翻訳を通すことを避けられない場合、課題が生じる。そのうちの一つはクライアントの声の信頼性がどうしても問われてしまうことである。例えば、研究者であれば研究倫理委員会の承認を得る必要がある。この場合に、クライアント側に研究同意を得ることについてなんらかの別の手続きが必要になる知的障害や重度の精神障害、認知症などがある対象者の場合には、研究対象者の研究同意の理解と妥当性が問われることになる。別の手続きをすることで研究倫理に通ったとしても、脆弱なクライアントによる語りの場合は語りそのものの信頼性についても検討される。その結果、研究者によるクライアントの声の翻訳が必要になる。

(2) サバルタン研究

脆弱なクライアントの声を研究者が翻訳するというとき、想起されるのはG. C. Spivak(=1998)のサバルタン研究である。Spivakは非アカデミックな人たちに対してアカデミックな人たちが帝国主義的な認識や学問的解釈をすることを暴力と位置づけ、その象徴として、サバルタン女性の例を用いて、「サバルタンは語るができない」とした。実際にはサバルタン女性は話すことはできるが、Spivakは研究者の手を通して帝国主義的な枠組みでその語りを解釈されてしまうために、サバルタン女性はその声を聞いてもらうことも、読んでももらうこともできないと述べる。研究者の手によって何かの理論に当てはめられ、本人の意図とは別に解釈されて社会に届けられるからである。

ソーシャルワークが対象とする人たちは、声の脆弱な人たちである。AOPが志向する社会変革につなげていくためには、研究者や実践者など、拡散するための媒体を持つ書き手、もしくは語る場を持つ語り手が必要になる。そのような場で、帝国主義的な認識を枠組みとして考察したり、学問的解釈を行うことは避け難い。すなわち、AOPの「クライアントの声」は、クライアントの声そのままではなく、帝国主義的な認識や学問的解釈を通じた別の声であり、クライアントの声をそのまま社会に拡散することは、ほとんど不可能であるといえる。

3. ソーシャルワークおよびAOPにおける二重依拠—近代主義思想とポストモダン—

(1) ソーシャルワークにおける二重依拠—近代主義思想とポストモダン—

前節ではAOPの理念と実態の乖離について見てきた。AOPは、「ソーシャルワーカーは知識の源泉となるクライアントの学習者となるべき」とする理念を掲げながら、一方で「ソーシャルワーカーが語りを分析し、語りの再構築をすべき」とする実態を同時に保持していた。加えて、前節では、クライアントを「専門知識の源泉」とするAOPの崇高な理念と、実際には研究者の手を通してしか社会にクライアントの声を届けることができない実践との間に、乖離があることをみてきた。では、なぜこのような矛盾するアプローチを同時に抱えているのだろうか。

手がかかりとなるのは児島亜紀子(2011)の論考である。児島(2011)は、ポストモダン状況におけるソーシャルワークを論じたD. Howe(1994)を主として、ポストモダンソーシャルワークは相対主義的であることを指摘し、ポストモダンソーシャルワークは相対主義を標榜する一方で「社会正義」といった普遍的価値を持ち出すなどの矛盾があるとした。すなわち、ソーシャルワークはポストモダンと普遍的価値、すなわち近代主義思想という、ともすれば緊張関係にある2つの概念を同時に包含しているのである。また、児島は、ポストモダン状況にあるなかで個人の価値観や表現、慣習などの自由を徹底させると、ネオリベラリズムに近づくとしている。児島は、ポストモダンで追及する「自由」は、それが最大限に引き伸ばされていくとネオリベラリズムの持つ「自己責任」論に近づいていくと指摘する。ソーシャルワークは社会構造の「被害者」や「犠牲者」を対象者ととらえるため、個人間で解決すべき事柄として見なされる「自己責任」を忌避する。「自己責任」は要保護性や福祉ニーズが捨象されるからである(武子・児島2025)。

例えば、クライアントがワーカー介入を拒否した場合を考えてみる。ソーシャルワーカーが介入を控えるとクライアントに重大な不利益が生じる場合、支援を拒んだ本人の自己責任とされかねない。そのため、本人が拒否しても介入を試みる必要が生じる。結果的に、ソーシャルワーカーは自己責任を避けるためにクライアントの自由を無条件に容認することはできない。ソーシャルワークは、ポストモダンで追及する「自由」と、クライアントの不利益を避けるという普遍的価値の間で揺れ動いているといえる。

(2) AOPにおける二重依拠—近代思想とポストモダン—

AOPもソーシャルワークと同じ構造にあることが指摘されている。Baines & Sharma(2022)は、認識論の問題として、AOPは反性差別や反人種差別などの近代主義思想と、規範的基盤を持たないポストモダニズムの両方に依拠しており、理論レベルでは深刻な理論的不安定を生み出すことを指摘している。そしてBaines & Sharma(2022)は、AOPは社会正義のための批判と行動を活性化させるため、その理論的不安定性を容認しているとする。

ポストモダニズムには規範的基盤を持たないという特徴があるため、本研究が扱う「規範的でない声」をAOPに包摂することに親和的である。規範を前提としないため、規範から

外れる声も排除されにくいからである。しかしながら、Baines & Sharma(2022)がAOPはポストモダニズムと同時に近代主義思想に依拠していると指摘するように、AOPは明確な倫理的規範を持つ批判理論をも同時に手中に収めている。つまり、AOPはポストモダンの枠組みでは規範的でない声を許容するが、近代主義的枠組みではそれを拒む可能性があり、両者が併存する以上、「包摂する／包摂しない」の両方の可能性が生じる。前述したようにBaines & Sharma(2022)は、AOPは社会正義のための批判と行動を活性化させるためにその不安定性を容認しているとしている。Baines & Sharma(2022)の指摘にしたがえば、AOPのこの構造的な不安定性は、社会正義の議論を喚起し活性化させるために意図的に維持されているとも解釈できる。したがって、規範的でない声は、社会正義との関係を問い直す契機として取り扱われる必要がある。ただし、「規範的か否かを誰が判断するのか」という問題は、依然として大きな課題として残される。

次節では、この「規範的か否かを誰が判断するのか」という点を明らかにするため、規範的でない声をめぐるソーシャルワーカーとクライアントの関係性についてさらに検討する。

4. 規範的でない声をめぐるワーカーとクライアントの関係性

(1) ソーシャルワークにおける「管理」

そもそも「社会福祉の対象者」という位置付けは、多くの場合、居心地の良いものではない。Howe(1994)によれば、ソーシャルワークにはCare、Cure、Controlの3つの隅石がある。このうちControlは、直訳すれば「管理」であり、社会統制機能と言い換えることも可能である。また、Howe(1994)は統制について、社会福祉が追求してきた概念のひとつに「善」があるとし、行動や言動が社会秩序や地域社会の福祉に悪影響を与えると判断された場合に「統制」が行使されるとしている。言い換えれば、ソーシャルワーカーは、クライアントが社会秩序や地域社会に影響するような規範的でない行動をとる場合には、その行動を「統制」、すなわち、その行動を変容させようとする。しかし、その判断主体はクライアント本人ではなく、ワーカーの側にある。クライアント自身がその行為を「悪い」と自覚している場合には、行動理由の探究や対処方法の話し合いなど、行動変容に向けた対話が可能である。しかし、ワーカーは「規範的でない」と判断しても、クライアントがそう捉えていない場合には、両者の間で理解が成立せず、対話は困難になる。

そのような場合、ワーカーは統制の一環として、懐柔、傾聴、あるいは威圧などさまざまな手段で行動変容を促そうとするであろう。一方クライアントは、どの手法であっても「あなたの行動は間違っている、変わるべきだ」というメッセージとして受け取ることは避けられない。

こうした中でHowe(1994)は、ポストモダン状況により「善」の画一的基準が崩れ、普遍的な基準が存在しなくなると述べる。他方、児島はHoweの主張に対し、相対主義には限界があり、「普遍的基準なくしてソーシャルワーカーはいかにして『正しい』判断に到達するのか」と疑問を呈している(児島 2011 : 36)。もし普遍的基準がなければ、ワーカーはク

クライアントの行動が社会秩序や地域社会に悪影響を与えるかどうかを判断できなくなる。その結果、ソーシャルワークが担ってきた重要な機能が失われることになる。

(2) 規範的でない2つのケースを例に

ここで、AOPの枠組みのなかで、規範的でないクライアントの声として2例あげ、それらを包摂できるかを検討してみたい。これらは、規範的でない声を可視化することを目的として構成した架空事例である。1つはソーシャルワーカーに支援されている若年女性がSNSで性的画像を上げたいと考えていて「性的画像をSNSにアップしても問題が起こらない社会に」と声をあげるケース、もう一つは、DVで女性自立支援施設に一時保護されているが夫の元に帰りたい女性が「DV被害者も夫の待つ自宅に帰る権利がある社会に」と声をあげるケースである。SNSで性的画像を上げたい女性の事例を本人から見たときに、Young(1990=2000)の定義づけた抑圧のなかでは文化的帝国主義と周辺化が主軸の抑圧と考えられ、搾取が二次的に生じる抑圧と考えられる。他方、女性自立支援施設に一時保護されているが夫の元に帰りたい女性のケースも、文化的帝国主義と周辺化が主軸の抑圧と考えられ、暴力が二次的に生じる抑圧と考えられる。

まずはSNSで性的画像を上げたい若年女性のケースから検討してみる。ワーカーから見れば、画像が拡散され、日常生活に支障を来す可能性が予見されるため、止めたい。しかし若年女性からしてみれば、上げるなど支援者から言われること自体が抑圧になっていて介入を拒絶したい状況にある。

このケースは、ポストモダンの立場をとれば、児童ポルノに該当しない限り犯罪ではないため、「個人の表現の自由」と捉えられる。他方、近代思想的な立場をとれば、これは女性の性的搾取と見なされ、介入が正当化される。ワーカーがポストモダンの介入を控えれば、女性は画像拡散によって就職・結婚など将来に重大な不利益を被る可能性がある。

次にDV被害者の女性のケースで検討する。DVで女性自立支援施設に一時保護されている女性が夫の元へ帰りたいと言った時には、ワーカーは、再び暴力を受ける危険があるため帰宅を止めようとするが、女性本人は「帰宅を止められること」が抑圧であり、自由の侵害と捉える。このケースも、ポストモダンに依拠すれば「自己決定」である。他方、近代思想に依拠すれば、明確に暴力を受ける危険があるため介入すべきである。ワーカーが介入しなければ、女性が再び暴力に晒される可能性が高い。

この2つのケースに共通しているのは、クライアントがワーカーの介入を嫌がっているということである。そのため、クライアントの声は「介入しないでほしい」という方向に向かう。クライアントとしては、行動変容を迫らないワーカーは心理的に安全なワーカーである。しかし、普遍的基準が存在しない状況ではワーカーは介入を躊躇し、児島(2011)が指摘するように、その結果としてクライアントが「自己責任」に追い込まれる危険性が生じる。

では、SNSに性的画像を上げたい若年女性の、例えば「性的画像をSNSにアップしても

問題が起こらない社会に」や、DV被害者の女性の、例えば「DV被害者も夫の待つ自宅に帰る権利がある社会に」というような規範的でない声は、AOPにおいては包摂されない声なのだろうか。これらの声は、社会変革の方向性として不可能なのだろうか。本節を振り返るとワーカーが、ポストモダンに依拠してクライアントの行動変容を迫るなどという要請に応えてしまうと、クライアントに不利益が生じること、前節ではその不利益はクライアントの自己責任になってしまうことを見てきた。ということは、これらの声を無検討のままAOPの社会変革として考えることは難しい。この言葉を社会変革に接続していくには、別の手続きが必要と考えられる。

5. イマジナリーな領域の導入—矛盾を解消する手続き空間—

(1) 社会変革が困難と判断される条件

ここまで、AOPにおいて包摂されにくいタイプのクライアントの声として、規範的でない声を検討してきた。規範的でない声に対し、ソーシャルワーカーがクライアントの「自由でありたい」という意思表示をニーズと捉え、行動変容を迫らない場合、クライアントに不利益が生じうることを具体例で示した。AOPは、普遍的規範を拒否するポストモダンと、強い規範意識を持つ近代思想という緊張関係にある二つの概念の双方に依拠している。このとき実践者がポストモダンの立場を優先して介入を控えると、クライアントが自己責任へと追い込まれる可能性がある。では、規範的でない声は等閑視されるべきなのか。社会変革へつなぐことはできないのだろうか。

ここで改めて、誰が「規範的でない」と判断するのかという問題を検討してみる。Wilson & Beresford(2000)は、AOPにおいて何が反抑圧的であるかを定める権限が実践者側に集中していることこそ「抑圧」と批判した。クライアントと共に社会変革を進めるはずのAOPにおいて、社会変革へ接続するか否かの判断主体がクライアントではなくソーシャルワーカーである現状は、Howeのいう「管理」をワーカーが手放しきれていないことを示す。では、ソーシャルワーカーはいかなる基準で「現段階では社会変革は困難」と判断するのか。

クライアントの「社会を変えたい」という意思をAOP実践者が自己決定と捉えた場合、これを採用するか退けるかは倫理的判断に依存する。基準としてはR. Dolgoffら(2011)の倫理原則やF. P. Biestek(=2006)が参照される。Dolgoffの枠組みでは「自己決定」より上位に「社会正義」が置かれ、さらにその上位に「生命の安全」が位置付けられる。またBiestekも「自由は人生における近い将来の、あるいは遠い未来の目標を達成するための手段である。それゆえ、自由といっても、自分や他者を勝手に傷つけることは許されないのである」(Biestek=2006: 175)とする。AOPにおいても例外ではなく、自己決定を退け、「現状では社会変革は困難」と判断される条件は、(a)生命の安全が確保されないこと、(b)予見可能な自他への傷つきがあること、の二点と考えられる。

(2) 事例に立ち戻って

ここで、本研究で挙げた2例をもとにもう一度検討してみたい。本研究では、規範的でないクライアントの声として、SNSに性的画像を上げたい若年女性のケースと、DV被害者で一時保護中だが夫の元に帰りたい女性のケースをあげた。どちらもソーシャルワーカーが介入しない場合、不利益を被る可能性がある事例であった。そしてソーシャルワーカーが介入しない場合に被った不利益は「自己責任」になりかねない。逆にソーシャルワーカーが介入し、彼らが生きやすいと思う社会を社会変革の方向性として定め、彼らと共に彼らの思う方向に社会を変えたら、本人たちのニーズは満たされる。ソーシャルワーカーが「現段階では社会変革は困難」と判断する、すなわち彼らの自己決定を退ける基準を倫理基準においたとき、この2例に、予見可能な本人と他者の傷つきがある場合、生命の安全が保障されない場合のどちらかがある場合は、彼らの自己決定を退ける判断ができる。

ではこの2例は、自分や他者を傷つけない、生命の安全は保障されているといえるか。どちらの例にもいえることは、文脈がわからなければ判断できない、ということである。しかし慎重にみれば、両例とも他者の傷つきが生じうる点を確認できる。前者では、性的画像の投稿が他の女性に対する望まない性的まなごしの強化につながる可能性がある。後者では、帰宅により本人が再度DV状態に陥る危険、あるいは同様の選択を促された他の女性が被害を受ける危険がある。この2事例から考えれば、社会変革の方向は個人の欲望のみに基づかせることはできないと考えられる。このことはすでに、K.Smith(2022)が、AOPは非規範的な主観をもつ人々、すなわち同化を拒否する人とはうまくやっていけないことを指摘している。AOPの社会変革の方向性は、自らと他者の予見可能な傷つきを回避し、生命の安全を確実に担保するという前提の上で慎重に検討されなければならない。

(3) コーネルのイマジナリーな領域

本研究で検討した2事例は、いずれも「性」を含む。性をめぐる社会変革の方向を考える手がかりとして、D.Cornell(=2006)の「イマジナリーな領域」を参照したい。Cornellは性を「感情絡みの領域」(Cornell=2006: 3)とし、法理論はこの領域で自由と平等という2つの緊張関係に苦しめられてきたとする。その上で、コーネルは、「自分は誰であり、何になろうとするのか再想像するための空間」(Cornell=2006: 5)を、「イマジナリーな領域」とした。Cornellはどんな自分になりたいかは規範と無関係に自由に想像できること、その一方で、「公共的な空間で人のセクシュアリティに関する自由な振る舞いに正当に負わせることができる(中略)制約として私が提唱したい制約は、「格下げ禁止 degradation prohibition」である」と(Cornell=2006: 11)主張する。例えばポルノグラフィで例えるなら、ポルノグラフィそれ自体が差別的なものであるという議論には反対するが、イマジナリーな領域を守るために誰もがポルノグラフィを見るのを強制されるべきではない。見ることを強制されたポルノのメッセージ次第で、誰かを「格下げ」してしまうかもしれないからである。ここでCornellが提案するのは、ゾーニングである。ゾーニングがなされていれば、ポルノを見ても問題な

い人は見ることができ、そうでない人は見ないようにできる。ポルノグラフィそれ自体差別的であるとする主張と、誰もがポルノグラフィを見ることを強制されることの間にある、第3の道の提示といえよう。

(4) 他者の支援の必要性

「イマジナリーな領域」について仲正(2003)は、イマジナリーな領域への権利は、「自己決定権を行使する能力を獲得するための(メタ)権利」(仲正 2003 : 187)としており、「自分一人だけではどうすることもできない「イマジナリーな領域」をもう一度作り直し、「自己」を「再想像」していく作業を、周囲の他者たちから助けてもらう権利」(仲正 2003 : 187)と言い換えている。すなわち、自己決定のためには「なりたい自分」を想像する作業が不可欠であり、そのためには他者の支援が必要である。AOPにおいてもこの概念は有効であると考えられる。社会変革を志向するクライアントには、まず望む社会を「想像」するプロセスが求められ、その過程は他者との対話によってより深まり、自分にとってより居心地のいい「社会」をイメージすることにつながると考えられるからである。前述の通り、Baines & Sharma(2022)は、AOPは緊張状態にあるポストモダンと近代思想主義の両方に依拠しているが、AOPはより大きな社会正義のための批判と行動を活性化させるため、その理論的不安定を容認しているとしている。クライアントのニーズ表明は議論のスタート地点に過ぎず、議論を活発化させるきっかけになることが示唆される。ゆえに、そのニーズは思考の途中段階として、実践者とともに「イマジナリーな領域」を再構成していく必要がある。クライアントの声が社会に届いたとしても、それは社会変革の方向性を確定するものではなく、検討材料の提示段階と位置付けられる。

(5) 再び事例に立ち戻って

再度、SNSに性的画像を投稿したい若年女性と、DV被害により一時保護中だが夫のもとへ帰りたい女性の事例を振り返る。両事例とも、十分な文脈がなければ判断できないこと、声それ自体を社会変革の方向へ直結させられないこと、社会変革には自他の予見可能な傷つきを回避し生命の安全を担保する前提が不可欠であること、を確認した。したがって両事例は、一度立ち止まり、当該の声がいかに形成されたか、それは他者にも共有されうる声か、など、自身の声の方向に社会を変えることの妥当性を、他者の力を借りつつ検討する必要がある。対話のなかで、前者の若年女性は、必要としていたのは「性的画像の投稿」ではなく「承認」であったと気づくかもしれない。あるいは投稿したい意思が変わらなくとも、削除の容易さや検索回避など安全を確保する制度設計へと社会変革の方向が具体化されるかもしれない。後者の事例では、「夫の元に帰りたい」のではなく「家に帰りたい」ことに気づき、「DV被害者ではなく加害者をシェルターに」という方向性や、帰らないで済むための代替案が見出されるかもしれない。いずれにせよ、クライアントがAOP実践者とともに自身の内面と向き合い、望ましい自己像と社会像を想像する手続き——すなわち「イマジ

ナリーな領域」へのアクセス——が必要である。

そして、クライアントが「なりたい自分」を想像することを支える営みこそ、ソーシャルワークの相談支援そのものである。

おわりに

ここまで、AOP において規範的でない声は包摂できるのかを検討してきた。二つの規範的でない声の事例を通じて、ソーシャルワーカーがクライアントの「介入されたくない」という意思表示をニーズと捉えて行動変容を迫らない場合、結果としてクライアントに不利益が生じる可能性があることを確認した。AOP は、普遍的規範を拒否するポストモダンと、強い規範意識を基盤とする近代思想という、緊張関係にある二つの概念の双方に依拠している。AOP 実践者がポストモダンの立場を優先し介入を避けると、クライアントを自己責任へと追い込んでしまう危険がある。

では、ポストモダンの立場と親和性の高い規範的でない声は包摂できないのかといえば、必ずしもそうではない。本研究は、クライアントの規範的でない声を「意思形成の途中」と捉え、なりたい自己の姿を想像する作業を周囲とともにしながら、AOP 実践者と共に社会変革の方向性を検討していく可能性を示した。こうしたプロセスを経ることで、規範的でない声をそのまま社会変革の方向性として採用するのではなく、社会変革へつながるプロセスの一部として位置付けることができる。

すなわち、ポストモダンの立場と近代思想の双方に依拠しつつ、どちらか一方に寄るのではなく、規範的でない声を「形成途中の声」として扱い、これからの社会変革の方向性を AOP 実践者とクライアントで共に検討していくという立場こそが、AOP における第3の道であると考えられる。

なお、本研究は性をめぐる二つの事例を素材としており、議論の範囲もこの領域に限定されることが本研究の限界である。また、対象となるクライアントも女性に限定しており、交差性への視点もやや弱い。そのため他領域への一般化は慎重を要するが、性領域がもつ規範性のゆらぎは AOP の二重依拠を考える上で示唆的である。

参考文献

- 青山薫(2007)『セックスワーカーとは誰か 移民・性労働・人身取引の構造と経験』大月書店。
- Baines, D. (2017) *Doing anti-oppressive practice: Social justice social work* 3rd edition, Fernwood publishing.
- Baines, D., Sharma, A. (2022) Anti-oppressive practice theory: Building social justice social work. In S. S. Shaikh, B. A. M. LeFrancois, T. Macias (eds.), *Critical social work praxis*. Fernwood publishing, 118-127.
- Beresford, P., Wilson, A. (2000) 'Anti-Oppressive Practice': Emancipation or Appropriation? *The British Journal of Social Work*, 30(5), 553-573.

- Biestek, F. P., S. J. (1957) *The casework relationship*. (=2006, 尾崎新・福田俊子・原田和幸訳『ケースワークの原則(新訳改訂版)援助関係を形成する方法』誠信書房.)
- Cornell, D. (1995) *The imaginary domain*. (=仲正昌樹監訳、遠藤かおり・高原幸子・堀江有里・塚原久美訳『イマジナリーな領域』御茶の水書房.)
- Dolgoff, R., Harrington, D., Loewenberg, F. M. (2012) *Ethical decisions for social work practice* 9th edition, Brooks/Cole.
- Dominelli, L. (2002) *Anti-oppressive social work theory and practice*, Palgrave Macmillan.
- Howe, D. (1994) 'Modernity, Postmodernity and Social Work' *British Journal of Social Work*, 24, 513-532.
- 児島亜紀子(2011) 「英国ポストモダンソーシャルワーク論における認識論的および倫理的課題をめぐって：ハウ論文の批判を中心に」『社会問題研究』(58), 29-43.
- 児島亜紀子(2019) 「反抑圧ソーシャルワーク実践(AOP)における交差概念の活用と批判的省察の意義をめぐって」『女性学研究』(26), 19-38.
- 仲正昌樹(2003) 『「不自由」論—「何でも自己決定」の限界—』筑摩書房.
- Sakamoto, I., Pitner, R. (2005) Use of Critical Consciousness in Anti-Oppressive Social Work Practice: Disentangling Power Dynamics at Personal and Structural Levels, *British Journal of Social Work* 35, 435-452.
- Sakamoto, Izumi(坂本いずみ)・茨木尚子・竹端寛・二木泉・市川ヴェヴィカ (2021) 『脱「いい子」のソーシャルワーク』現代書館.
- Smith, K. (2022) At a time of “reconciliation,” is AOP ready for decolonization? In S. S. Shaikh, B. A. M. LeFrancois, T. Macias (eds.), *Critical social work praxis*. Fernwood publishing, 141-145.
- Spivak, G. C. (1988) *Can the Subaltern Speak?* (=1998, 上村忠男訳『サバルタンは語るることができるか』みすず書房.)
- 武子愛・児島亜紀子(2023) 「反抑圧アプローチの視点から迫る軽度知的障害女性への性産業従事—当事者の語りから従来の言説の捉え直しへ—」『女性学年報』(44), 61-79.
- 武子愛・児島亜紀子(2025) 「日本の女性支援における売春言説の批判的検討：「自己決定＝自己責任」／「社会構造」に着目して」『社会問題研究』(74), 31-42.
- Young, I. M. (1990) *Justice and the politics of difference*. (=2020, 飯田文雄・荻田真司・田村哲樹監訳、河村真実・山田祥子訳『正義と差異の政治』法政大学出版社.)